

輸出令別表第1の2の項(12)及び6の項(2)にある「※」欄の意味について

(輸出令別表第1の10の項(2)にある「※」欄も同様の考え方で記入して下さい。)

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

※ハ用 研削をすることができる工作機械

貨物名：NC円筒外面研削盤 (旋削オプションあり)
メーカー名：CISTEC
型及び銘柄：CISTEC-20XX

©CISTEC

2024.02.01施行省令等対応 (1 / 1)

判 定 欄	注 釈	記 入 欄
次に掲げる貨物であって、 経済産業省令で定める仕様のもの 2-(12)核兵器の開発又は製造に用いられる 工作機械その他の装置であって、 次に掲げるもの 1 数値制御を行うことができる工作機械		
[省令] 第1条 輸出令別表第1の2の項の経済産業省令で 定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。 十四 工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工する ことができるものに限る。)であって、 輪郭制御をすることができる軸数が2以上の 電子制御装置を取り付けることができるもののうち、 次のイからニまでのいずれかに該当するもの (ホに該当するものを除く。)	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	
※イ 旋削をすることができる工作機械か	■ YES □ NO	※イ用 (解釈) 複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械 (貨物等省令第1条第十
※ロ フライス削りをすることができる工作機械か	□ YES ■ NO	※印のある黄色の欄は、当該機能がある場合は、□YESにレ点等を入れます。 この例の場合は、「旋削」機能があるため、※イ用の「旋削をすることができる工作機械用」でも、該非判定をする必要があることを意味しています。直ちにリスト規制該当という意味ではありません!
ハ 研削をすることができる工作機械であって、 次の(一)から(三)までのいずれかに該当するもの (次の(四)又は(五)に該当するものを除く。)	[X] 《O》] 除外
この例の場合、規制から除外される(四)の円筒外面研削盤にあたるので、「ハ 研削をすることができる工作機械」用としては、非該当になります。	[O]	
国際規格ISO841で定めるX軸、Z軸及びC軸のみを有するもの	[X]	除外
(二) 輪郭制御をすることができる回転軸の数が2以上のもの	[X]	
(三) 輪郭制御をすることができる軸数が5以上のもの	[X]	
(四) 円筒外面研削盤、円筒内面研削盤 又は円筒内外面研削盤であって、 次の1及び2に該当するもの	(O)	
1 外径又は長さが150ミリメートル以内のものを研削するように設計したもの	(O)	数値(外径: 140 mm) (長さ: mm)
2 国際規格ISO841で定めるX軸、Z軸及びC軸のみを有するもの	(O)	
(五) ジグ研削盤であって、 次の1及び2のいずれにも該当しないもの	(-)	ジグ研削盤ではありません。 簡潔に理由を記載します。
1 国際規格ISO841で定めるZ軸を有するもののうち、国際規格ISO230/2(1988)で定める測定方法により当該Z軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.004ミリメートル未満のもの	(-)	数値(軸: mm)
2 国際規格ISO841で定めるW軸を有するもののうち、国際規格ISO230/2(1988)で定める測定方法により当該W軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.004ミリメートル未満のもの	(-)	数値(軸: mm)
※ニ 放電加工(ワイヤ放電加工を除く。)をすることができる工作機械か	□ YES ■ NO	※ニ用 左記の機能はありません。
ホ 工作機械であって、次のいずれかを製造するためのみに設計したもの	(X)	左記の工作機械ではありません。
(一) 歯車	(X)	除外
(二) クランク軸又はカム軸	(X)	
(三) 工具又は刃物	(X)	
(四) 押出機のウォーム	(X)	

作成責任者: (作成年月日: 年 月 日)

会社名 _____

所属・役職 _____

(フリガナ) _____

氏 名 _____ 印 _____

電 話 _____

判 定 結 果	□該当 ■非該当
該当項番	
① 輸出令別表第1の項番 []	
② 貨物等省令の条項号等の番号等 []	

※印がある欄は、当該機能がある場合は、□YESにレ点等を入れ、それに対応した項目別対比表(※用)で、該非判定をすること。直ちにリスト規制該当という意味ではない。対応した項目別対比表(※用)の判定結果も合わせて、最終的な該非判定を行うこと。